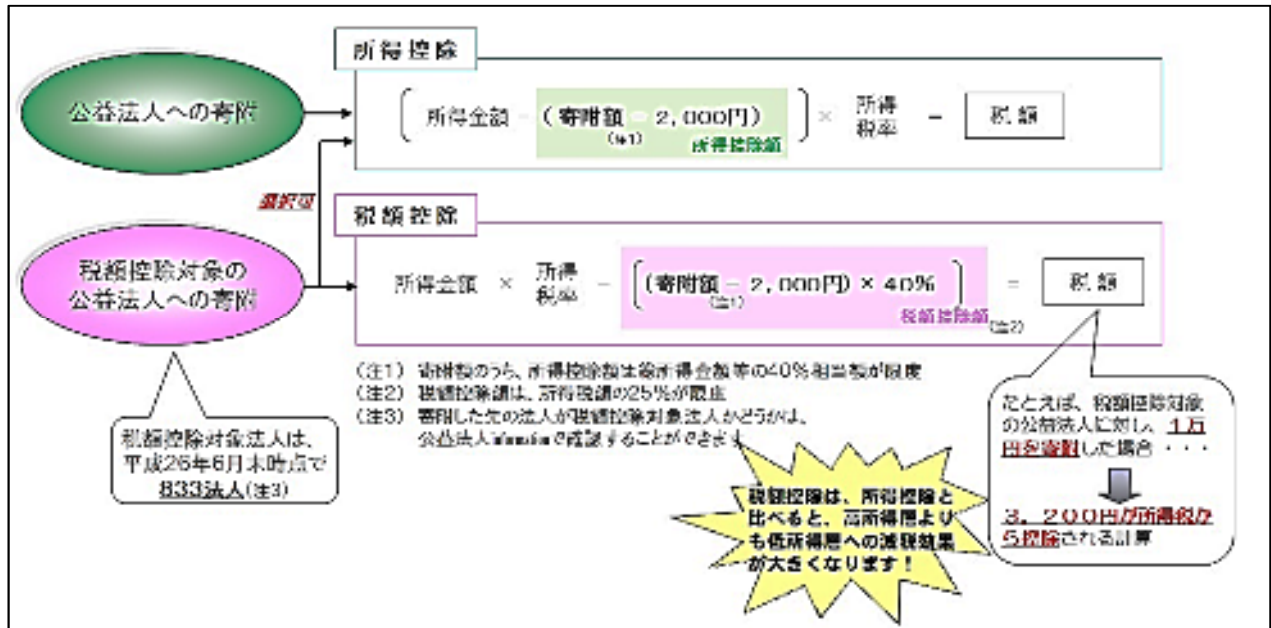


税制上の優遇措置について

<個人の場合>

確定申告の際に、所得税や相続税の控除が適用されます。



例：年間所得が800万円ですべて100万円寄付した場合

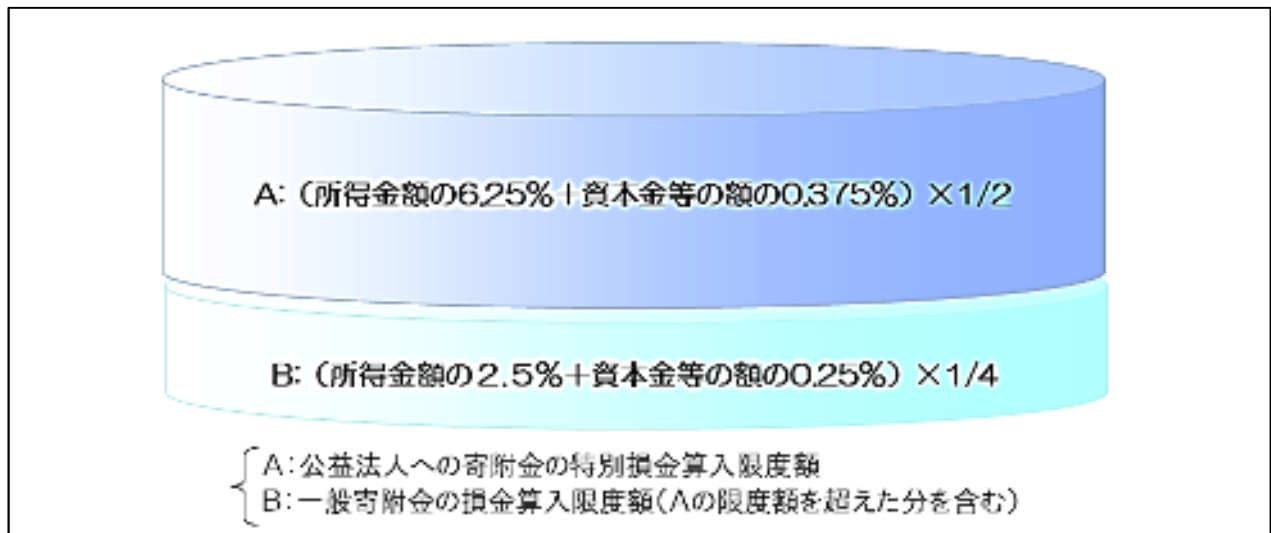
1,000,000円 - 2,000円 = 998,000円 (控除額)

※8,000,000円から998,000円を差し引いた金額で所得税が計算されます。

注：公益財団法人横須賀芸術文化財団は、平成28年2月1日現在税額控除対象法人ではありませんので、所得控除のみの適用となります。

<法人の場合>

一般寄附金とは別に、損金算入することができます。



例：資本金2,000万円で、年間所得金額が1,400万円の法人が寄附した場合

{(1,400万円 × 6.25%) + (2,000万円 × 12/12 × 0.375%)} × 1/2
= 475,000円 (特別損金算入限度額)

(国・都道府県公式公益法人行政統合情報サイト『公益法人 information』より抜粋)